



古河市告示第194号

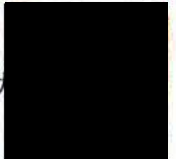
公示送達について

地方税法第20条の2第1項及び古河市税条例第18条の規定により、次の通知書番号に係る通知を次の者に対して公示送達いたします。この場合において、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなします。

なお、送達すべき書類については、財政部市民税課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付いたします。

令和8年5月29日

古河市長 針谷



氏名	通知書番号
MUHAMMAD MUSLIHIN	51243-10